

議案第 88 号

ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する
条例制定について

ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する
条例

ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例（平成6年条例第142号）の
一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

観察室は、石室の保存への支障を考慮して規則で定める期間において開館する
ものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例新旧対照表

| 旧 | 新 | 備考 |
|---|--|----|
| <p>(観察室の開館等)</p> <p>第7条 観察室の開館は、石室の保存に支障のない期間に限るものとし、<u>3月21日から4月20日まで及び10月21日から11月20日までの間のうちそれぞれ10日以内とする。</u></p> <p>2 観察室の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館期間若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館若しくは開館をすることができる。</p> | <p>(観察室の開館等)</p> <p>第7条 観察室は、石室の保存への支障を考慮して規則で定める期間において開館するものとする。</p> <p>2 観察室の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館期間若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館若しくは開館をすることができる。</p> | |